

彩都栗生地区には建築物等に関するルールがあり、区域内での建設行為には「地区計画の区域内における行為の届出」が必要です！

－ 彩都栗生地区 地区計画区域における届出・勧告制度について －

彩都栗生地区には、都市計画法に基づく地区計画が定められています。

地区計画とは、地区の特性を活かしたまちづくりを実現するため、地区レベルで独自のルールを定め、その地区内で行われる建築行為などを規制・誘導し、良好な住環境のまちづくりを進めるための制度です。

なお、定めるにあたっては説明会を開催し、地権者の方々のご意見を踏まえたうえで、市として彩都栗生地区が目指すまちづくりに必要な事項を定めています。

【届出・勧告制度とは？】

地区整備計画が定められた区域内において、一定の行為を行おうとする場合は、市長に所定の事項を届出なければなりません。市長はその届出のあった行為が地区計画に適合しない場合には、その届出者に対し、設計変更その他の必要な措置をとることを勧告する事ができる制度です。

【届出の対象は？】

彩都栗生地区の地区整備計画区域（別紙①参照）において、次のいずれかに該当する行為は届出の対象となります。

- 箕面市まちづくり推進条例第20条に基づく協議、第20条の2に基づく事前協議の対象となる建設行為
- 土地の区画形質の変更、建築物の建築等(条例に基づく協議等を要しない場合も含みます。とくに、道路境界線側に、門、塀、フェンス、鉄柵等、擁壁、その他工作物を設ける場合は注意して下さい。)

【なぜ届出が必要？】

地区計画により定められたルール（特に次の内容）が守られていることを確認するためです。

- 道路境界線側に設置する垣又はさく（門柱及び門扉を除く。）は、生垣、フェンス又は鉄柵等とする。
- 道路境界線側に設置する垣又はさく（生垣を除く。）は、道路境界線側から0.5m以上後退して設置するものとする。
- 道路境界線側から0.5mの範囲内は植栽空間とし、かつ、建築物、垣又はさく（生垣を除く。）、擁壁その他工作物で、道路面の高さより突き出るものを設けてはならない。ただし、人又は車両の出入り口に必要な通路部分は、植栽空間とすることを要しない。

（別紙②参照）

【手続きは？】

- 都市計画法に基づき、行為に着手する３０日前までに、届出書（別紙③参照）に必要な事項を記入し、必要図書を添付して提出してください。
- 提出先は、箕面市役所 みどりまちづくり部まちづくり政策課の窓口です。
- 届出書を提出したのち、設計又は施行方法を変更しようとする場合は、変更届書を提出してください。
- 提出部数は２部です。

【違反した場合は？】

届出をしなかったり虚偽の届出をすると、是正を求める勧告を行います。また、都市計画法第９３条による罰則が適用される場合があります。

問い合わせ先

箕面市みどりまちづくり部まちづくり政策室

電話 ０７２－７２４－６８１０

FAX ７２２－２４６６

Mail: machi@maple.city.minoh.lg.jp